

## 太田市1か月児健康診査助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、1か月児（おおむね出生後27日を超え、生後6週に達しない者をいう。以下同じ。）に対して健康診査（以下「1か月児健康診査」という。）を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的として、1か月児が1か月児健康診査を受けた場合に、その保護者に対して太田市1か月児健康診査助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、1か月児健康診査を受けた1か月児の保護者であって、当該1か月児健康診査を受けた日においてその1か月児が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき現に本市の住民基本台帳に記録されているものとする。

### (助成金の額等)

第3条 助成金の額は、1か月児が受けた1か月児健康診査に要した費用の額とし、1か月児1人につき6,000円を限度とする。

2 助成金の支給は、1か月児1人につき1回限りとする。

### (助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、1か月児健康診査助成金交付申請書（別記様式）に1か月児健康診査に要した費用の領収書及び1か月児健康診査受診票を添えて、これを市長に提出することにより、その申請をするものとする。

2 前項の申請は、当該1か月児健康診査を受けてからおおむね6月以内に行うものとする。

### (助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

### (助成金の交付決定の取消し等)

第6条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、これを取り消し、既に助成金を交付しているときは、その者に対し、期限を定めて当該助成金の返還を命ずることができる。

### (その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に出生した1か月児が1か月児健康診査を受けた場合について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に受けた1か月児健康診査に係る1か月児健康診査助成金の限度額については、なお従前の例による。